

## 水道環境課からのお知らせ

### 犬・猫の飼い方についてのお願い

ペットは家族の一員として、最後まで愛情を持って面倒を見ましょう。

犬を飼うときは、必ず登録（生涯1回）が必要です。

登録は、役場または可茂管内の獣医師会会員の動物病院で行うことができます。登録時に交付される鑑札を必ず犬の首輪につけてください。万が一犬が迷子になったとき、鑑札をつけていればすぐに飼主を特定することができます。

犬は、毎年、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

室内犬や鎖でつないだ屋外犬を問わず、生後91日以上の子犬には、必ず行う必要があります。接種は動物病院でできます。また、毎年5月頃に町内を巡回し注射を行います。（詳しくは、4月に送付予定の八ガキまたは4月の広報やおつによるお知らせをご覧ください。）

犬が亡くなったときは、死亡届を役場または各出張所に提出してください。

飼主が引越しをして住所が変わったときや、犬を他人に譲るなどして飼主が変わったときは、必ず役場または各出張所に変更届を提出してください。

散歩をさせるときは、ふんを片付ける道具を携帯し、必ずふんを片付け自宅で処理してください。

猫は病気の感染や不慮の事故から守るためにも室内で飼うよう努めましょう。万一の迷子対策として連絡先を書いた名札をつけるようにしましょう。

野良猫に食べ物を与えると、猫が増えたり、ふん害等の被害につながります。

野良猫に食べ物を与えないようにしてください。また、迷い犬もえさを与えると居着いてしまい飼い主のところに帰らなくなることがあります。食べ物を与えないでください。

飼犬が迷子になったり、迷い犬や野良犬を見かけたときは至急役場水道環境課環境衛生係まで連絡してください。

お問い合わせ

役場1階 水道環境課 環境衛生係 電話0574 - 43 - 2111（内線 2126）または  
中濃保健所 生活衛生課 電話0574-25-3111（内線 356）までお尋ねください。



## 産業課からのお知らせ

### 森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が義務付けられました。

なお、下記の内容は平成23年12月段階の検討内容です。

届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

お問い合わせ

役場2階 産業課 林業振興係 電話0574 - 43 - 2111（内線2258）または  
岐阜県 林政課 森林調査担当 電話058 - 272 - 1111（内線3024）までお尋ねください。

